

産業廃棄物処分業許可証

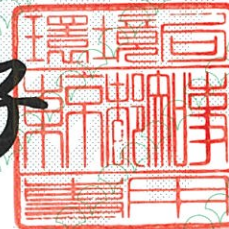
住所 埼玉県久喜市久喜中央一丁目10番11号

氏名 株式会社関商店
代表取締役 吉田 潤

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 9月 22日

許可の有効年月日 令和10年 9月 21日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

圧縮・梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

(以上4種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目14番9号、15号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	131(t/日)	131(t/日)	平成20年7月25日	-----	-----
	紙くず	131(t/日)				
	木くず	-----				
	繊維くず	217(t/日)				

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として6時から22時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 20年 9月 22日 新規許可

令和 5年 9月 22日 更新許可 第3回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

